

ID: 857

担当部署: 健康福祉部 健康課

処分の概要	障害年金の給付の額の改定		
法令名称 根拠条項	予防接種法施行令 第15条		
法令番号	昭和23年政令第197号		
【基準】 政令第15条の規定による。 (A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の額の変更) 第15条 障害児又は法第16条第1項第3号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があったため、新たに別表第1又は別表第2に定める他の等級に該当することとなった場合においては、新たに該当するに至った等級に応ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日